

## 固定資産税に関するお知らせ

### ■課税明細書および納税通知書

納税通知書は、4月10日(火)に発送する予定です。※同一人が所有する土地・家屋などそれぞれの課税標準額の合計が法定免税点(土地…30万円、家屋…20万円)以上の場合のみ。

納税者の皆さんに固定資産税・都市計画税の課税内容を正しく把握していただくため、納税通知書の巻末に課税明細を記載しています(所有している資産が多い方には、納税通知書と別つづりで送付します)。

課税明細書は再発行できませんので、大切に保管してください。

### ■固定資産縦覧帳簿の縦覧

固定資産税を納めている方は、自分の土地や家屋の価格をほかの土地や家屋の価格と比較することができます。ただし、土地の固定資産税のみを納めている方は、家屋の縦覧はできません(家屋のみの場合も同様です)。また、縦覧には本人確認できるものが必要です。

期 間 4月2日(月)～5月1日(火)  
平日午前8時30分～午後5時15分

場 所 税務課資産税係 手数料 無料

#### 縦覧帳簿の記載内容

- ▷土地の所在・地番・地目・地積・価格
- ▷家屋の所在・地番・家屋番号・構造・種類・床面積・価格・建築年

### ■固定資産課税台帳の閲覧

課税台帳には、固定資産税・都市計画税の課税の基礎となる価格などが登録されており、納税者および借地・借家人の方などは、年間を通して固定資産課税台帳を閲覧することができます。

閲覧には本人確認できるものが必要です。また、借地・借家人の方などが閲覧する場合は、それを確認できる書類の提示が必要です。

場 所 税務課資産税係  
手数料 1件当たり300円  
(左記縦覧期間中は無料)



問 税務課資産税係 (内線176)

## 正しく知ろう 同和問題

### ～同和問題とは～

部落問題ともいわれる、日本独特の身分による差別問題です。江戸時代の身分制度である「土農工商」では、下の身分とされる人々があり、彼らは職業や居住地を制限され厳しく差別されていました。明治時代になってこの身分制度は廃止されましたが、多くの村々で差別は続きました。現在でもその地域の出身であることや、その地域に住んでいるということを理由に、結婚や就職に関する差別問題が存在しています。また、情報化の進展によりインターネット上で同和地区の地名リストを掲示するなどの行為も今なお発生しています。

平成28年12月には、部落差別の解消を目指し、教育・啓発の推進を柱とした部落差別解消法が成立しました。この法律には、部落差別に関する「相談体制の充実」、「教育・啓発の推進」、「実態にかかる調査の実施」など国や地方公共団体の責務も明記されています。

21世紀は人権の世紀といわれています。一人一人が同和問題を含む人権問題に意識を持ち、差別のない社会をつくっていきましょう。

問 まちづくり推進課 (内線185)

## 高めよう 防災意識 「自助・共助・公助」

今年は大寒波の影響により各地で大雪に見舞われ大きな被害が発生しました。土岐市では幸い大雪による被害はありませんでしたが、大地震や集中豪雨、台風などによる自然災害はいつ起こるか分かりません。日頃から事前の備えに努めましょう。

### 👤 自助…自分や家族の身は自分で守る

非常食の備蓄(家族7日分。最低でも3日分)またはローリングストック(普段の消費量より多く買い、無くなる前に買い足す)、非常用持ち出し袋の準備、家具の固定、住宅の耐震化などを行ない、自分が被災しないために取り組みましょう。

### 👥 共助…みんなの地域はみんなで守る

高齢や障害などの理由で自分で避難できない方もいます。日頃から近所や地域で声を掛け合い、災害時の連絡体制や避難体制を確保しましょう。

### 🏢 公助…行政が行う支援

インフラ整備や、消防署などが実施する救助活動、災害の復旧支援などがあります。しかし、大規模災害では、公助による災害対策には限界があります。そのために自助・共助を考え取り組みましょう。

問 総務課 (内線224)